



事故を起こした大学生に 損害賠償請求はできる？

相談者の気持ち

18歳の大学生が親の自動車を運転していて、自転車に乗っていた私の父にぶつかったため、けがをさせられてしまいました。治療費などの損害賠償請求はどうすればよいのでしょうか？

萩谷 雅和 Hagiya Masakazu 弁護士

第一東京弁護士会所属。企業法務を中心に、一般民事事件、家事事件などを広く手がける。著書に「知識ゼロからの働き方改革で変わる労働法入門」(共著、幻冬舎、2019年)ほか。



ここでは、運転者であった大学生に100パーセントの過失があったという前提で話を進めます。

結論からいうと、その大学生、それから、自動車を所有していた親に対して請求できます。民法709条の不法行為という規定で、他人の権利を侵害した場合の賠償責任が定められています。

まず、その大学生に対して請求できるのは当然で特に説明はいらないでしょう。

18歳で未成年なのに請求できるのか、という点が多少疑問に思うかも知れません。この点について法律(民法)では、単に未成年者であれば法的責任がない、とはしていません。「未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったとき」は損害賠償責任を負わないと定めています(712条)。免許を取得している時点で大学生にこの知能がないとは考えられませんので、大学生には責任がある=あなたの父は、この大学生に対して請求できる、ということです。

なお、「未成年」に関する法律改正についても触れておきます。成年を20歳から18歳に引き下げる法律改正が2018年に成立していますが、この法律が施行されるのは2022年なので、

現時点では18歳は「未成年」です。また、選挙権は既に18歳に引き下げられていますが、選挙権と「成年」は必ずしも同一年齢でなければならないとは理解されていないので、現在の法律では一致していません。

もっとも、治療費等の額にもかかわることで、大学生の支払い能力は、そう大した額ではないことが一般的でしょう。そうすると、請求する権利はあるものの、実際にはわずかしか払ってもらえない、という事態はありそうです。

自動車事故以外の不法行為の場合は、これが問題になることは結構あります。ただ、自動車事故の場合は、民法とは別に、自動車損害賠償保障法という法律で、運転者本人だけでなく、「運行供用者」責任を定めています。「運行供用者」とはあまり聞きなれない言葉ですが、これは、運行を支配する者と運行により利益を受ける者を指します。これらの人は実際の運転者でなくても責任を負うという規定です。大学生の親はこの「運行供用者」になりますので、親にも損害賠償を請求できます。

なお、自動車の所有者は事故に備えて保険に加入しているでしょうから、賠償が受けられない場合、被害者であるあなたの父が自らその保険会社に請求できる制度もあります。

